	令和４年４月　農業委員会総会 令和４年４月２５日（月）　　9時００分 川棚町農業委員会　　川棚町役場　２階　大会議室
事務局長	ただいまから、令和４年度４月の農業委員会を開催します。 「本日は　〇〇委員が欠席です。委員１３名中１２名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。 また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただいています。」 「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」
会長	(挨拶) 「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」
事務局	「それでは報告事項１番、４月の行事及び５月の予定についてご報告いたします。(各報告)」　「次回現地調査日を５月２０日、総会開催日を５月２５日とすることをご提案いたします。」
会長	「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」
全委員	「異議なし」
会長	「それでは次回の現地調査の日程を５月２０日、総会開催日を５月２５日といたします。」 「次回の調査委員は　〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますのでよろしくお願いします。」
会長	「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委

	員にお願いいたします。」 「それでは、議案第１号　事務委任について議題といたします。議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」
事務局	事務局議案朗読説明
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑などないようですので、事務委任を受けることについてご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。議案第１号の事務委任に関する各項目については、農業委員会が委任を受けて取り組むことに決定いたします。」 「続いて議案第２号　農地法第３条第２項第５号の農業委員会における別段の面積の設定について審議を行います。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。」
事務局	議案の朗読及び説明
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「５ａは意外に広く、○○町や○○町では家付きの場合１ａという設定もありますが、皆さま質疑などないようですので、原案どおりの面積で決定することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって、議案第２号　農地法第３条第２項第５号の農業委員会における別段の面積の設定については、

	従来から決定している面積で決定することにします。」
会長	「それでは引き続き、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」
事務局	６ページをお開き下さい。（議案朗読及び説明）
	「当該農地は、農業振興地域内の農用地ですが、別途、農用地から農業用施設用地への用途変更の申請を提出され、農林水産係で対応中と聞いているところです。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第１種農地、第３種農地にも該当しない第２種農地と判断されます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第３号の事案について調査委員の説明をお願いします。」 「それでは、調査委員（○○委員）から説明をお願いします。」
委員	「９番、○○です。４月２０日に○○委員、○○委員と私、地元委員の○○委員、事務局職員２名の７名で申請者の立会いの下、調査をいたしました。場所は、○○の裏から○○方面に１ｋｍほど上った場所に畜産の団地があり、分かれ道を左折して１００ｍほど進んだところです。これまではハウスみかんを作られていたようですが、今後は肥育牛に注力するということで３０頭規模の牛舎を建設する申請となっております。ハウスみかんの時の雨水処理は自然流下で、今後も自然流下で下の水路に放流するということです。汚水・生活雑排水の発生はなく、周辺の農地も所有地ということで、周辺農地への影響はないと思われます。よって申請は問題ないと思われますが、地元委員から補足等があればお願いいたします。」
会長	「続いて、地元委員（○○委員）より説明をお願いします。」
委員	「２番、○○です。場所は先ほどの通り、○○の裏から○○の方に上っていくと、畜産団地がありまして最初は○○牧場で、次に

	あるのが○○畜産です。道路を挟んで左右に畜舎がありますが、右側の牛舎のすぐ下で以前はハウスみかんでした。○○委員、○○委員、○○委員と私、申請者で調査を行いました。これまでハウスみかんをされておりましたが、畜産に注力したいとのことで、ハウスを撤去して牛舎を建築するということです。雨水排水はこれまでも放流していた水路が町の水路につながっており、問題はないと思われます。用地も農地全体ではなく半分ほどを使用するということですので、周囲への影響もないと思われます。問題となるような点はありませんので、許可相当と思われます。」
会長	「地元推進委員は現地調査欠席でしたので、以上です。」 「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、議案第３号４条許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」
会長	「それでは引き続き、議案第４号　農地法第５条の規定による、５条１番、２番、３番の許可申請について審議を行います。事務局からまず１番から説明をお願いします。」
事務局	18ページをお開き下さい。（議案朗読及び説明） 「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、周辺道路に上下水道が整備されていることから、第３種農地と判断されます。」 「ただいま事務局から説明がありました、議案第４号、農地法第５条１番の事案について調査委員の説明をお願いします。

会長	「それでは、調査委員（〇〇委員）から説明をお願いします。」
委員	「６番〇〇です。４月２０日に、〇〇委員、〇〇委員と私、事務局２名と〇〇委員、〇〇推進委員で現地調査を行いました。場所は国道から〇〇の方に上って〇〇公民館の通りに右折して少し進んだところです。ここは周囲は宅地で他の農地はありません。雨水は側溝へ、汚水は下水道への放流とのことで、特に問題にするようなことはないと思われます。私からは以上です。地元委員からお願いします。」
会長	「続いて、地元委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」
委員	「先ほどありましたように、場所は〇〇公民館の通りの左手で少し高台になっている農地です。事務局の説明にもありましたように、現状のまま使用し、擁壁や緩衝地を設けるとのことです。ブロック積みやフェンスの設置にあたり排水溝を設置するため周囲への影響はありません。近傍への日照通風など影響を生じさせないための措置として、緩衝地幅５ｍ、建物の高さ６ｍとする。周辺はすでに宅地化が進んでおり、影響を受ける農地はありません。また申請地周辺は高低差があるため、離れた農地への日照通風などの影響を生じることはありません。排水処理として、雨水は溜桝・水路への放流、汚水・生活雑排水は下水道。下水道も敷設されており何も問題はないと思われます。」
会長	「続いて、地元推進委員（〇〇委員）から意見をお願いします。」
	「14 番〇〇です。４月 20 日に現地調査しました。先ほどお二人仰ったように、周囲に農地はなく、上方にある農地もすでに建っている住宅の更に上ですので、農業被害等はありません。また、下水道管もすでに敷設されており、以前から宅地化を想定していたのではないかと思われます。現在は一部で農作物が栽培されておりますが、栽培されている方が今後は借用しないことから、申請者が宅地として購入することとしたようです。雨水等による弊害は一切ないと思われます。場所柄台風被害の可能性はありますが、宅地としては一等地と思われます。車両等も進入しやすいため、宅地とすることが良いと思われます。よって弊害等もなく、問題ないと思われます。」

会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
会長	「申請書中の登記地目は畑で現況が空地となっているが、休耕地とするのが妥当ではないか。県に確認して必要であれば修正を。」
事務局	「県に確認する」
会長	「ほかに質疑等ございませんか。」
	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、5条1番の許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	異議なしと認めます。よって議案第4号、農地法第5条1番の許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」
会長	「それでは続いて、議案第4号　5条2番の許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」
事務局	27 ページをお開き下さい。 「一点修正をお願いいたします。27 ページ、申請書の表中、1当事者の住所等にある譲渡人の住所が○○番地となっておりますが、正しくは○○番地ですので、修正をお願いいたします。申請書原本につきましては修正したものを改めて提出いただいております。」 （議案朗読及び説明） 「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、周辺道路に上下水道が整備されていることから、第3種農地と判断されます。」

会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第４号、農地法第５条２番の事案について調査委員の説明をお願いします。 「それでは、調査委員（○○委員）から説明をお願いします。」
委員	「11 番○○です。４月 20 日に○○委員、○○委員、私、地元委員の○○委員、地元推進委員の○○委員と申請者、事務局とで現地調査を行いました。場所は○○公民館のすぐ下です。28 ページ、見て分かるように農地として耕作する土地ではなく休耕地となっており、農地関係については問題ないと思われます。29、30 ページにあるように、住宅を建てた場合ですが、申請地の両側に水路があるため水はけも良く、下水道にも接続できます。住宅も平屋建てとのことで高さも問題ないと思われます。地元委員からもお願いします。」
会長	「続いて、地元委員（○○委員）より説明をお願いします。」
委員	「12 番○○です。○○委員からありましたように、○○公民館の下で、高低差がある上に平屋建てとのことですので、日照関係は問題なく、水路も両側に設置されておりますので、特に問題ないと思われます。地元推進委員からもお願いします。」
会長	「続いて、地元推進委員（○○委員）から意見をお願いします。」
委員	「特に問題ないと思われます。この農地は長年保全管理のみで、数年前に客土をして嵩上げされたところです。周囲には農地はないため、他の農地に影響を及ぼすことはないと思われます。29 ページの被害防除計画ですが、汚水と生活雑排水の処理は下水道と記載されておりますが、その次の設問、それらの放流先として道路側溝となっているため、ここも下水道とするのが正しいと思われます。」
事務局	「修正対応します。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
委員	「35 ページの代替地検討に関する報告書で、申請地を断念した

	とありますが」
委員	「断念というのは、申請地ではなくその下の２つの検討地を指しています」
事務局	「記載が少し分かりにくいですが、○○委員の仰る通りです」
委員	「わかりました」
会長	「ほかに質疑等ございませんか」
	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、５条２番の許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	異議なしと認めます。よって議案第４号、農地法第５条２番の許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」 「続いて、議案第４号　５条３番の許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」
事務局	５条３番の資料につきましては、総会資料作成後に提出されましたため、別冊での対応とさせていただきました。別冊をご覧ください。 （議案朗読及び説明） 「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第１種農地、第３種農地にも該当しない第２種農地と判断されます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第４号、農地法第５条３番の事案について調査委員の説明をお願いします。

会長	「それでは、調査委員（○○委員）から説明をお願いします。」
委員	「11 番○○です。４月 20 日に○○委員、○○委員、私、地元委員の○○委員、地元推進委員の○○委員と申請者、事務局とで現地調査を行いました。場所は事務局説明の通りです。農地としては休耕地です。家庭菜園が行われているものの、今後農地として利用する予定はないとのことで、住宅を建てても問題ないと思われます。事務局説明のように、30cm 嵩上げし、５ページにあるように、既存の水路に雨水を放流する勾配を付けるとのことです。合併浄化槽を設置され、その排水も同じく水路放流とのことです。建物の高さについても、平屋建てとのことで問題ないと思われます。嵩上げに当たっては擁壁を設けるとのことですので、土砂流出についても問題ないと思われます。進入路についても法定の幅員が確保されておりますので特に問題はないと思われます。地元委員からお願いします。」
会長	「続いて、地元委員（○○委員）より説明をお願いします。」
委員	「12 番○○です。事務局や○○委員から説明ありましたように、申請書に記載の内容を確実に実施されるものと見受けられ、現地調査をしたところ、隣接する農地はあるものの擁壁を設ける、雨水等を放流する水路も近い、これらから特に問題はないと思われます。推進委員からお願いします。」
会長	「続いて、地元推進委員（○○委員）から意見をお願いします。」
委員	「18 番の○○です。調査委員から説明されたとおり、申請地については問題はないと思われます。譲渡人である○○氏は申請地については長年耕作されておらず、近所の住民が家庭菜園を行っていたものです。生産性の高い農地ではありませんので、住宅用地として許可相当であると思われます。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
会長	「申請地は隣接する線路と同じ高さですか。」

事務局	「一段高くなっております。」
委員	「13 番○○です。申請地は線路の横断の関係で将来的にも下水道の敷設がないことから、合併浄化槽の敷設ということでしょうか。」
事務局	「町の公共下水道の計画としては、国道より上の地域を計画区域としており、国道より下の地域は計画区域外ですので、線路横断との関連はありません。」
委員	「わかりました」
会長	「ほかに質疑等ございませんか」
	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、５条３番の許可申請については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」 「異議なし」
会長	異議なしと認めます。よって議案第４号、農地法第５条３番の許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」 「それでは、続きまして、議案第５号　農地利用集積計画の決定について審議行います。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	「37 ページをお開きください」 議案説明 「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第５号　農地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」

	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第４号、農地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」
	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。「異議なしと認めます。よって議案第4号農用地利用集積計画については許可することに決定します。」 「以上ですべての議案の審議を終了しました。」 「続いて、協議事項・報告事項に移ります。事務局よりお願いします。」
事務局	・報告事項２番　農地転用許可不要案件届出について ・報告事項３番　農地法施行規則第 29 条第１項第１号に関する農地転用の届出書について
事務局	その他 ・活動記録セットの配布について
会長	「以上をもちまして令和４年４月の農業委員会総会を終了いたします。」 議事録署名人 会長

	議事録署名人 議事録署名人